

「令和6年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務 仕様書

1 業務名

「令和6年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務

2 背景・目的

町内会・自治会（以下、「町内会」という。）は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、除排雪など、札幌市民の生活を支えるさまざまな活動において重要な役割を担っている。

しかし、近年では、町内会の加入率が低下し、活動の担い手不足や活動への参加者の減少など課題が浮き彫りになっている。

本業務では、特に、今後の町内会活動を担う世代を対象に、町内会活動の意義や役割、「マチトモ Navi」の認知度の向上に努め、各種広告媒体による啓発のほか、イベント等による直接的な働きかけなど、多角的な情報発信を実施することで、町内会への加入や活動への参加の促進、そして今後の活動の担い手につなげていくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

本事業は年度を通して実施し、町内会活動の意義や役割を啓発する継続的かつ統一的内容となるよう留意すること。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく制作、運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び費用の支払い等を行うこととする。

企画内容は、下記に掲げる項目を満たしたものとする。

(1) 啓発における「テーマ（ストーリー）」の提案

町内会は地域の互助と親睦を担い、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりに向けた様々な活動を行っており、地域の暮らしを支える町内会の意義や重要性を周知し実際の活動につなげるため、市民一人ひとりが、「他人事ではなく自分事」として興味を持つような「テーマ（ストーリー）」を設定し提案すること。

(2) 「テーマ（ストーリー）」の周知

(1)で設定した「テーマ（ストーリー）」を周知するための各種広告媒体を活用した広報などを実施する。

広報手法にあたっては、PRとなるリーフレット・チラシ・ポスター・啓発物・動画等の市民への働きかけとなるツールを製作し、広報媒体である「SNS（Instagram、LINE等）広告」「YouTube 広告」「テレビCM」等を用いて実施すること。

なお、製作にあたっては、周知だけを目的とするのではなく、人の目を引くデザインや印象に残るキャッチフレーズ等を効果的に用いて、興味や関心を持てるよう工夫するとともに、効果的な活用を提案すること。

また、後述する「町」という文字をモチーフにした「マチトモ」マークの認知度

向上に向けた内容も取り入れること。

(3) 直接的な働きかけ

町内会検索サイト「マチトモ Navi」が体験できる機会や町内会活動について知る機会の提供など、直接的な働きかけを行うようなイベントや講座等を企画し、認知度向上を重視したイベントを3回程度実施すること。

詳細な内容については、受託後に札幌市と協議の上決定すること。

(4) 効果測定

(1)～(3)による効果について目標値を設定し、その測定を行うこと。

5 企画検討にあたって考慮すべき事項

- (1) 平成 25 年度から、「町」という文字をモチーフにした「マチトモ」(別添 1) マークを用い、また、平成 27 年度からは「マチトモ Navi」マーク(別添 2)を用い、継続性のある事業展開を実施していることから、令和 6 年度においても継続して両マークを用いること。
- (2) 地下鉄、電車等でポスターを有償掲出する場合は、その経費を見込むこと。
- (3) ノベルティを配布する場合は、その制作経費も見込むこと。
- (4) 事業全体の企画にあたっては、他自治体の同様の取組等もふまえること。
- (5) 民間企業・団体との連携等も積極的に検討し、効果的な企画内容とすること。ただし、民間企業・団体と連携する際の調整は受託者が責任を持って行うこと。

6 報告書の作成

本業務の実施結果について業務報告書にとりまとめ1部を提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10 に対応した Word 文書等で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータを CD 又は DVD に保存し併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

7 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、直ち

に札幌市に無償で譲渡するものとする。

札幌市は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。

- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作権人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

8 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。(様式は問わない。)
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 五十嵐

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156

別添 1

ロゴ(青)



ロゴ(白)



＼ あなたはどこの町内会？ ／



＼ あなたはどこの町内会？ ／

